

令和7年度沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務に係る 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和7年度沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務

2 業務の目的

令和5年4月から施行された沖縄県差別のない社会づくり条例（以下「条例」という。）の趣旨及び内容について県民の理解を深めることを目的とし、周知・啓発を行うこととする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 条例の啓発イベントの開催

ア 来場者数 130名程度（想定）

イ 開催場所・日程

中小企業振興会館2階ホール（沖縄県那覇市久米2丁目2-10）

3月1日（日）または3月15日（日）のうち1日。

ウ 開催回数 1回

エ 啓発イベントのテーマ

- 複数のルーツを持つ人々（いわゆる「ハーフ」「ミックス」等）が、日常生活において直面している課題や心情を理解・共有することを目的とした講演等を実施すること。

特に、マイクロアグレッション（発言者に差別の意図がなくても、受け手に心理的負担や排除感を与えるような無意識の偏見に基づく言動）による心理的負荷や生きづらさに焦点を当て、県民がこの問題に対する理解を深める契機となる内容とする。

- イベントの内容、構成、登壇者等は、県と協議して決定するものとする。

オ イベント集客のための広報

イベント周知のための広報は、①開催告知による参加者の集客、②開催後の啓発効果の波及を目的として実施すること。

チラシ・ポスター・WEB・SNS等の媒体の種類は問わないが、上記目的を達成できるよう適した媒体による効果的な広報を行うこと。

(2) 本条例の周知啓発ポスターの印刷及び配布

ア 令和5年度沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務において作成した条例の周知啓発用ポスターを印刷すること。

イ 令和5年度沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務において作成した条例の周知啓発用リーフレット（諸外国語版を含む。）に所要の時点修正を行い、日本語版を印刷すること。

ウ ア及びイのポスター及びリーフレットを、国、県、市町村の行政機関、関係団体、学校関係、民間等約 3,000 か所へ配布すること。

(3) 周知啓発用コンテンツの制作

条例の周知啓発を強化するため、沖縄県差別のない社会づくり条例に係る周知啓発用コンテンツ（動画、ダウンロード用 PDF 資料等）の制作を行うこと。

周知啓発用コンテンツは、条例の趣旨、内容、活用事例、Q&A 等を盛り込むこととし、県民への情報提供と理解促進を図るものとする。

(4) 上記(1)から(3)のほか、本条例の周知啓発及びインターネットリテラシーの普及啓発を行うための効果的な取組の提案・実施（自主提案）

5 委託業務完了報告書の提出

本委託業務の受託者は、実施内容、経費内訳書、成果物等をまとめた委託業務完了報告書を、履行期間末日までに沖縄県に提出すること。提出部数は、紙媒体 1 部及び電子媒体一式とする。

6 提案上限額

提案に当たっては、7,062,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。

7 経費の内訳

経費を算出するに当たっては、以下の積算の費目で行うこと。

(1) 直接人件費

(2) 直接経費

ア 謝金

イ 旅費

ウ 消耗品費

エ 印刷製本費

オ 通信運搬費

カ 使用料及び賃借料

キ 広告費

ク その他必要経費（アからキまでの費目以外に必要な経費）

(3) 再委託費（契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書にその内容が分かるよう記載すること。）

(4) 一般管理費（(1)及び(2)の合計額の 10 パーセント以内の額とする。）

(5) 消費税

8 業務の再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることがで

きない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※ 契約の主たる部分

ア 契約金額の 50 パーセントを超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び承認

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

※ その他簡易な業務

ア 資料の収集、整理

イ 撮影、画像の編集

ウ データの入力及び集計

エ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容について、実施段階において予算や諸事情によって変更する場合がある。
- (3) 受託者と県は、業務の進捗状況や業務内容等に関する打合わせを定期的を実施する。
- (4) 本委託業務の成果物に係る著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項で、必要な業務が発生した場合は、その取扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。